

定期性預金規定への反社会的勢力排除条項導入のお知らせ

当金庫では、平成19年6月に政府が公表しました「企業が反社会的勢力被害を防止するための指針」にもとづき、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを推進しております。

その一環として、平成23年4月11日(月)より、「普通預金規定」「貯蓄預金規定」「納税準備預金規定」「通知預金規定」「定期性総合口座取引規定」「一般当座勘定規定」へ反社会的勢力排除条項を導入しておりますが、平成24年1月23日(月)より、下記の定期性預金規定においても反社会的勢力排除条項を導入いたします。

また、お客さまが当金庫とお取引を開始する際には、お客さまが反社会的勢力ではないことの表明・確約をしていただきますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

くわしくは、店頭窓口までお問い合わせください。

【反社会的勢力排除条項を導入する預金規定】

- ・ 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・ 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・ 定額複利預金規定
- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 定期積金規定